

第7回 特定保健用食品公正取引協議会広告審査会 審査結果

1. 日 時
2026年2月17日（火） 13:00～17:00
2. 場 所
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3階会議室（Web 併用）
3. 審査対象
広告実施期間 2025年3月～2025年10月（8か月間）
4. 対象件数
59件
（内訳）LP（ランディングページ）12件、動画（TVCM等）33件、紙面媒体（新聞等）14件
5. 審査要領
外部専門家（第三者委員）4名と特定保健用食品公正取引協議会（以下協議会）会員企業のメンバーで構成された広告研究会の代表3名で構成し、協議会会員企業が出稿した広告と、会員外の広告について、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」および関連法規への適合性を確認した。

6. 審査結果

判定 媒体	A	B	C	適正	推奨	一部推奨	合計
LP（ランディングページ）	0	3(3)	1	8(2)	0	0	12(5)
動画（TVCM等）	0	2(1)	1	28	0	2	33(1)
紙面媒体（新聞等）	0	1(1)	0	12	1	0	14(1)
合計	0	6(5)	2	48(2)	1	2	59(7)
会社数と商品数	0	6(5)社 6(5)商品	2社 2商品	15社 16商品	1社 1商品	2社 2商品	23(6)社 25(7)商品

- * （ ）内は、会員外の数。
- * 適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促す。
- * 推奨、一部推奨については、当該企業に連絡し、HP等で広く公表する。

注）〈審査基準〉

- ・ A判定
「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和4年10月12日）に著しく抵触するものおよび虚偽、特定保健用食品の許可範囲を超える表現など。
- ・ B判定
「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和4年10月12日）に抵触するもの。
- ・ C判定

「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）に抵触するおそれのあるものおよび消費者に誤認を与えるおそれのあるもの。

・ 適正

上記 A～C に該当しないもの

・ 推奨

「適正」なもののうち、特に、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）の考え方に合致し、消費者に対する健康の維持・増進のための啓発に資するよう工夫がなされているもの。

・ 一部推奨

「適正」なもののうち、「特定保健用食品 公正競争規約」「同 施行規則」「同 運用基準（会員限定公開）」（令和 4 年 10 月 12 日）の考え方に合致し、消費者に対する健康の維持・増進のための啓発に資するよう工夫がなされている表現を含むもの。

【関連法規等】

健康増進法、景品表示法、「特定保健用食品に関する質疑応答集について」（令和 6 年 4 月 1 日 消食表第 276 号 消費者庁食品表示課長通知）。

7. 「特定保健用食品公正取引協議会広告審査会」（第7回）審査概評

特定保健用食品公正取引協議会広告審査会 委員長
林 功

1991年（平成3年）に制度化された特定保健用食品は、2026年3月現在で1,029品目が許可・承認されている。

2020年8月に発足した当公取協では、「広告審査会」を設置し、2021年8月に第1回を開催した。今回は第7回目であるが、広告表示の適正化のみでなく、推奨すべき広告表示についても広く周知することで、より一層のトクホの広告表示の向上を目指している。

第7回「広告審査会」は、2026年2月17日に開催され、会員外7件を含む広告、LP（ランディングページ）、動画（TVCM等）、紙面媒体（新聞等）の59件について審査を行った。

審査結果については下記のとおりであるが、消費者にわかりやすい広告表現が広く行われることを目指して設けた審査基準「一部推奨」に2件と「推奨」に1件の広告が認められた

【審査結果と主な指摘事項】

●「B」判定6件

- ・許可表示、バランス文言は、記載すること。また、許可を受けた表示について「許可表示」と明記した上で許可表示の文言を記載する必要がある。
- ・特保である旨またはトクホマークの容器包装以外での記載が必要。
- ・おなかの写真、「美容やダイエットに興味のある方」の表示、「外食が多く偏食しがちな方」「脂肪の多いこってりとした食事をとりがちの方」の表示は、許可表示にない効果を期待させる。
- ・「エイジングケア」は、許可表示では訴求していない内容である。
- ・臨床試験ではなくヒト試験と記載すること。

●「C」判定2件

- ・ヒト試験結果のグラフにおいて、対象者の属性が示されていない。また、「非摂取期 2 週間、摂取期 2 週間」という記載も分かりづらい。
- ・「年齢を重ねたら食事の脂肪・糖対策は無理しない」、動画後半に「食事制限をする前に」という文言があり、この製品のみで対策ができるという表現は避けた方が望ましい。

●推奨1件

- ・「歩く＋特茶」は、エビデンス内容を分かりやすく表現している。

●一部推奨2件

- ・1:07～2:08（最終）まで1分間程提示されるORコード読み取りへの移行画面の中に特保3要件が明確に視認性を持って表示されている。
- ・「運動習慣に加えて、普段の食事にプラスして」の表現は好事例。

適合性に疑問があると判定された広告について、当公取協から当該企業に連絡し、検討・改善をお願いするとともに、公取協会員等にも会社名、商品名等を伏せた上で周知し、今後の〈トクホ〉広告を作成する際の参考としていただきたいと考えている。

また、「推奨」「一部推奨」についても、当該企業に連絡するとともに、ホームページ等で広く公表し、消費者にとってわかりやすい広告の作成に役立てて欲しい。

公正競争規約に基づき事業者間の公正な競争を確保するとともに、消費者に定着したトクホ制度をより健全に維持、発展させるため、関連企業においては、トクホ個々の商品が、消費者にとって正

しく理解でき、より魅力あるものとして選択されるよう、適正な広告・表示について、より一層ご尽力いただきたい。

以上